

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

災害時のボランティアツアー実施に係る
旅行業法上の取扱いの対象地域追加について（周知）

標記について、緊急性・公益性の高いボランティア活動が円滑に実施できるよう、災害時にＮＰＯ法人や自治体、大学等がボランティアツアーの募集や参加者の宿泊・交通等の手配を行う場合の旅行業法上の取扱いについては、別紙「災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 7 月 28 日観産第 174 号。以下「平成 29 年通知」という。）のとおり、通知しているところです。

今般、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第 2 条第 2 項の適用を受けた「令和 8 年熊本地震の被災地域」を本取扱いの適用対象となる地域として追加しましたので周知いたします。

平成 29 年通知において、「ボランティアツアーを主催するＮＰＯ法人や大学等は、事前に参加者名簿を被災又は送り出しの自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出すること」とされていることを踏まえ、災害ボランティアの受入れや調整に係る貴都道府県におけるＮＰＯ法人や大学等を所掌する担当部署に対して、本取扱いについて周知いただくようお願いいたします。

併せて、貴管内市町村に対しても同様に周知いただくようお願いいたします。

（参考）観光庁：災害時のボランティアツアー実施に係る通知の適用対象となる地域
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/ryokogyoho/volunteer.html